

遠隔医療設備整備費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 県の交付する遠隔医療設備整備費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、遠隔医療の設備整備に要する経費の一部を助成することにより、医療の地域格差を解消し、医療の質及び信頼性を確保することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、市町村等及び厚生労働大臣の認める者が開設する医療施設等が行う遠隔医療設備整備事業実施要綱（平成13年4月26日医政発第484号厚生労働省医政局長通知別添）及び医療施設等設備整備費補助金交付要綱（昭和54年7月27日厚生省発医第117号）に規定する遠隔医療設備整備事業を交付の対象とする。

(交付の相手方)

第4条 この補助金の交付の相手方は、知事が別に定める。

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

ア 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定額とする。

イ アの選定額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を基本額とする。

ウ イの基本額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。ただし、その額が1か所につき150,000円に満たない場合には、交付決定を行わないものとする。

1 基準額	2 対象経費
1 か所当たり、次に掲げる額の合計額とする。	遠隔医療の実施に必要なコンピュータ及び付属機器等の購入費
1 遠隔病理診断	
(1) 支援側医療機関 4,598千円	
(2) 依頼側医療機関 14,198千円	
2 遠隔画像診断及び助言	
(1) 支援側医療機関 16,390千円	
(2) 依頼側医療機関 14,855千円	
3 遠隔手術指導 5,580千円	
4 オンライン診療装置 2,660千円	

(交付の条件)

第6条 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（それぞれの区分の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）を要する場合は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した財産の価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別記様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は施行令第14条

第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記様式第2により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (10) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

（軽微な変更）

第7条 前条第2号にいう軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

- (1) 20パーセント以上の事業費の変更をすること。
- (2) 事業主体を変更すること。
- (3) 事業種目を変更し、又は廃止すること。

（申請手続）

第8条 この補助金の申請は、規則の別記様式第1による申請書を知事が別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

- 2 申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

（変更申請手続）

第9条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、変更承認申請書（別記様式第3）に変更内容及び理由を記載した書類1部を添付して、交付申請の手続に従い知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第10条 知事は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

第11条 この補助金の実績報告は、規則の別記様式第2による実績報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日（第6条第3号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日）から起算して1月を経過した日又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに知事に提出して行わなければならない。

2 第8条に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを当該補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(補助金の請求)

第13条 この補助金の請求は、規則の別記様式第4による請求書に交付決定通知書の写しを添付して、知事が別に定める日までに、知事に提出して行うものとする。

(その他)

第14条 特別の事情により第5条、第8条、第9条、第11条及び第13条の規定に定める手続によることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成27年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、令和8年度分の補助金から適用する。